

## **[事案 2019-310] 新契約無効請求**

・令和2年6月30日 裁定終了

### **<事案の概要>**

貯金と同等の商品で、預けておけば損失が生じることはないと誤信したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成29年10月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に対し、貯金をしたいとの意向を示しており、そのような意向を知っていた募集人から勧誘された本契約は、貯金と同じような商品であって、損失が生じることはないと誤信していた。
- (2) 募集人が、本契約について説明をした時間は10分から15分程度の短時間であり、募集人の家族が契約した本契約と同じ保険の書類を見せながら「損失はない」という程度で、説明が不十分であり、保険料の払込金額と積立金額が同額でないことや、解約控除がかかることを知らなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は募集人に対して、元本保証を希望する旨を述べていない。
- (2) 募集人は、パンフレットや設計書を利用して説明を行った。特に、設計書のうち運用実績ごとの解約返戻率の一覧表については詳しく説明している。
- (3) 募集人は、10年未満で解約した場合は解約控除が発生することを説明し、11年以上契約を継続するよう勧めた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が、本契約を貯金と同じような商品であって、損失が生じることはないと誤信したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。